

愛知体操協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は愛知体操協会という。

(事務局)

第2条 本会は事務局を名古屋市北区清水5丁目10-5 チケンサンプラザ201に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は愛知県における体操界を統轄し、代表する団体として体操競技、新体操、トランポリン、一般体操の普及振興を図り、もって県民各層の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため以下各号に掲げる事業を行う。

- (1) 県内における体操競技、新体操、トランポリン、一般体操の強化発展及び相互の融和連携を図ること。
- (2) 健全なスポーツ観及びフェアプレイ精神の啓発を図ること。
- (3) 選手、審判員及び役員を登録させ、体操競技、新体操、トランポリン、一般体操の合理的な普及を図ること。
- (4) 各種の競技会を開催し、愛知県選手権を確立すること。
- (5) 国民体育大会等に選手等を派遣すること。
- (6) 体操競技、新体操、トランポリン、一般体操指導者の養成及び連携を図ること。
- (7) 各種の発表会、講習会、研修会等を開催すること。
- (8) 体操競技、新体操、トランポリン、一般体操のクラブ、愛好者団体等の創設促進を図り、優良団体及び個人を表彰すること。
- (9) 当該年度における優秀選手を認定すること。
- (10) 刊行物を発行すること。
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 組織及び性格

(組織)

第5条 本会は県内の体操競技、新体操、トランポリン、一般体操団体並びに愛好者をもって組織する。

(性格)

第6条 本会は公益財団法人日本体操協会及び東海体操協会並びに公益財団法人愛知県スポーツ協会に加盟する代表権を有する。

第4章 資産及び会計

(資産) 第7条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された資産（基本財産は協会備品及び特別会計を指す。）
- (2) 基金とその利子
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品、補助金及び協賛金
- (5) 団体登録料及び個人登録料
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第8条 本会の資産は会長が管理し、現金は理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により担当者が保管する。

(経費の支弁)

第9条 本会の事業遂行に要する経費は、財産目録に記載された財産以外の運用財産から支弁する。

(事業計画並びに収支予算及び収支決算)

第10条 予算は、毎年会計年度開始前に理事会で作成し、総会の承認を得ることを要する。決算は、会計年度終了後に収支決算報告書類を作成し、監事の監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

2 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその一部若しくは全部を特別会計に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員

(役員) 第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	若干名
(3) 理事長	1名
(4) 副理事長	若干名
(5) 事務局長	1名
(6) 理事(常務理事を含む。)	30名程度
(7) 監事	2名

(役員職務)

第13条 会長は本会を代表して会務を統括し、理事会及び総会の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理する。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐するとともに、理事会を代表し、本会の業務を掌握する。

4 副理事長は理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

5 事務局長は本会の事務全般を処理する。

6 常務理事は理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

7 理事は理事会で組織し、本会の業務を議決し執行する。

8 監事は独立して本会の財産及び会計経理を監査する。

(役員選任)

第14条 本会に役員選考委員会を置く。

2 役員選考委員会は、副会長、理事長、副理事長及び事務局長をもって構成する。

3 役員選考委員会は会長の諮問に応じて開催し、選任案を会長に答申する。

4 会長は、前項の選任案に加え、必要に応じて会長任命理事を置くことができる。

5 会長、副会長、理事及び監事は、総会の承認を経て定める。

6 理事長は理事の互選により選出する。

7 副理事長、事務局長及び常務理事は、理事長が理事中から選出し、理事会の承認を経て定める。

8 役員選考委員会の運用細則は別に定める。

(役員任期) 第15条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期が満了するまでの期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでの期間は、引き続きその職務を行う。

(会員) 第16条 会員とは、本会に登録を完了した個人を指す。

(会員職務)

第17条 会員は総会を組織して、規約に定める事項を行うほか、理事会に対し、必要と認める事項について助言することができる。

第6章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長)

第18条 本会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は、本会に特に大きな功労のあった者の中から理事会で推薦し、総会において推挙する。名誉会長は、本会の重要事項について会長に意見を述べることができる。

(顧問)

第19条 顧問は、本会の会長若しくは副会長であった者、又は本会に大きな功労のあった者の中から理事会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は会長及び理事会の諮問に応ずる。

(参与)

第20条 参与は、本会に功労のあった者の中から理事会で推薦し、会長が委嘱する。参与は理事会の諮問に応ずる。

第7章 会議

(総会)

第21条 総会は本会における最高議決機関であり、役員及び会員をもって構成し、以下の各号についての専決権を有する。

- (1) 事業報告および収支決算の承認
- (2) 事業計画および収支予算の決定
- (3) 役員を選任
- (4) 規約、規定の制定、改廃
- (5) その他

(総会の招集) 第22条 総会は毎年1回以上会長が招集する。

2 総会は1か月前に招集通知しなければならない。

3 会員から総会に提出する議案については、総会の10日前までに提案理由書を付して会長に通知しなければならない。

(理事会)

第23条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、以下の各号について、議決、執行する。

- (1) 総会に提出する議案の作成
- (2) 総会で議決された事項
- (3) 総会を招集する猶予のない重要事項及び総会から付託された事項
- (4) その他本規約に規定された事項。

2 理事会における業務分担は理事の互選による。

3 理事会は連帯して総会に責任を負う。

(理事会の招集)

第24条 理事会は会長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から3週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事の定足数等)

第25条 理事会は過半数の理事の出席で成立する。ただし理事が理事会に出席できないときは、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表わした者は出席とみなす。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(議事録) 第26条 すべての会議は議事録を作成し、議長及び出席者の代表が署名、捺印の上、これを保存する。

第8章 専門委員会

(委員会の設置) 第27条 理事会は、業務の遂行及び専門的な情報、意見の収集のため、以下の委員会を設ける。

- (1) ジュニア委員会
- (2) 選手強化委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 一般体操委員会
- (5) トランポリン委員会

2 委員の任期は理事会と同一任期とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の組織)

第 28 条 各委員会は理事会の選任する委員長 1 名、副委員長 1 名、委員若干名で構成する。委員長は理事が兼務する。

(委員会の招集、定足数等)

第 29 条 各委員会は委員長が招集し、議長となる。委員会は過半数の委員の出席で成立する。議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(委員会の職務)

第 30 条 各委員会は理事会の議決に基づき、以下の各号について研究協議の上、関係事項を処理し、必要な事項について理事会に報告する。

- (1) ジュニア層の普及及び強化に関する事項
- (2) 体操競技、新体操、トランポリンの技術及び各種競技大会に関する事項
- (3) 審判及び採点規則に関する事項
- (4) 一般体操の普及振興に関する事項
- (5) トランポリンの普及振興に関する事項

2 各委員会の運営細則は、理事会の議を経て別に定める。

第 9 章 登録及び資格の喪失

(登録) 第 31 条 次に掲げる者のうち、本会の趣旨に賛同する者は、理事会の議を経て、登録することができる。

- (1) 県内の体操競技、新体操、トランポリン、一般体操団体
- (2) 県内の体操競技、新体操、トランポリン、一般体操愛好者

(登録規定)

第 32 条 本会への登録は、別に定める「(公財)日本体操協会及び愛知体操協会登録について」に基づき、Web 登録により行う。

(資格喪失) 第 33 条 登録団体及び登録者は、次の事由により、その資格を喪失する。

- (1) 本会の登録団体及び登録者としての義務に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為のあったとき
- (3) 公益財団法人日本体操協会の倫理規定に違反したとき
- (4) 登録料を 2 年以上滞納したとき

第 10 章 補則

(規約の改定)

第 34 条 本規約は、総会における 3 分の 2 以上の賛成をもって改定することができる。

(細則)

第 35 条 本規約に規定のない細則は、必要に応じて理事会で定める。

2 本会の定める規約、規定、細則等の解釈に疑義が生じた場合は、理事会の解釈に従う。

※ 本規約は昭和 42 年 2 月 24 日に一部改定する。

本規約は昭和 44 年 1 月 18 日に一部改定する。

本規約は昭和 46 年 1 月 23 日に一部改定する。

本規約は昭和 52 年 6 月 11 日に一部改定する。

本規約は昭和 56 年 6 月 6 日に一部改定する。

本規約は昭和 58 年 3 月 26 日に一部改定する。

本規約は平成 20 年 5 月 10 日に一部改定する。

本規約は平成 23 年 5 月 7 日に一部改定する。

本規約は平成 27 年 5 月 9 日に一部改定する。

本規約は平成 28 年 5 月 7 日に一部改定する。

本規約は令和 元年 5 月 6 日に一部改定する。

本規約は令和 2 年 5 月 9 日に一部改定する。